



警告

このデータの内容は、架空鉄道「太陽電気鉄道」に関する内容で
太陽電気鉄道は、フィクションであり実際に存在しないことを認識した上で
このデータの観覧を行ってください。
データ観覧後の苦情などは、一切受け付けませんのでご了承ください。

制作著作：太陽車輛（ころすけ）
[お問い合わせ](#)

太陽電気鉄道相互直通運転規定

平成 26 年 6 月 15 日制定

(目的)

第一条 この規定は、太陽電気鉄道株式会社（以下「太電」もしくは「甲」と表記）と他社との相互直通運転の際の規定を定める事で問題等を回避することを目的とする。

(定義)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる

1. 直通区間 以下に定める太電と他社の相互直通運転区間をいう。
2. 直通会社 太電と直通運転を行う鉄道事業者の事をいう。
3. 軌間 軌道中心線が直線である区間におけるレール頭部間の最短距離をいう。
4. 本線 列車の運転に常用される路線をいう。
5. 駅 旅客の乗降又は貨物の積卸しを行うために使用する停車場をいう。
6. 車両 機関車、旅客車、貨物車及び特殊車であって、鉄道事業の用に供するものをいう。
7. 列車 停車場外の線路を運転させる目的で組成された車両をいう。
8. 特急 別途特急料金を必要とする特別急行列車をいう。
9. 普通乗車券 鉄道を乗車する上で必要となる旅客運賃をいう。
10. 特別乗車券 座席指定券及び特急乗車券及び T チケットの事をいう。

(相互直通運転)

第三条 太電との相互直通運転を行うには、太陽電気鉄道株式会社代表取締役社長の了承を必要とする。

第四条 太電と相互直通運転を行う鉄道事業者は、この規定を了承した上で行う事とする。

第五条 相互直通運転を行うには、路線毎に定めた規定を満たしていなければならない。

第六条 以下の特定特殊路線は、相互直通運転を不可とする。

青森高速線、池袋線、三ノ輪線、葛飾線、川口線、若洲線、辰巳線、亀有ガイドウェイ線、名古屋市内線、富士登山線

第七条 直通する路線又は直通したい路線と交差する駅が無い場合は、太電が乗り入れ先まで路線を建設及び整備する事とする。

第八条 直通会社は、乗り入れる太電路線の保安装置を車両に設置しなければならない。

第九条 太電と相互直通運転をしている場合は、太電路線と並行する路線を作っては、ならない。また、太電も直通会社に並行する路線を作っては、ならない。しかし以下の場合は例外とする

1. 太電及び直通会社との並行路線建設許可を合意すれば建設する事が出来る。

第十条 直通会社は、会社詳細、路線詳細及び車両詳細が無い場合は、太電との相互直通運転を実施できない。

(相互直通運転協議)

第十一条 相互直通運転協議は、メールで行わなければならない。

第十二条 相互直通運転協議では、乗入本数、乗入車両、乗り入れ区間、乗入種別等を定めなければならない。

第十三条 太電と直通会社は、接続駅の管理会社を定めなければならない。

第十四条特急を新設する場合は、特急料金、特急停車駅、運行車両等を定めなければならない。

第十五条太電と直通会社は、上記の事を定めた後、直通運転開始日を定めなければならない。

第十六条太陽電鉄又は直通会社との協議が2ヶ月以内に終了しない場合は、直津運転計画を破棄とする。

(罰則)

第十七条太電側又は、直通会社側に通知せず臨時列車や増便などを設定した場合は、減便等を実施する。

第十八条太電側に通知せず太電本線を経由路線として勝手に設定した場合は、直通制限を実施する。

第十九条太電側に通知せず直通運転を実施したとの内容を記載した場合は、永久追放とする。

第二十条太電側に通知せず太電の車両等を使用・購入した場合は、直通廃止を実施する。

1. ただし、天災や事故等の非常時を除くとする。

(友好)

第二十一条 太電と相互直通運転を実施している会社は、日本太陽車輛製造及び太陽重工業に鉄道車両等の製造を依頼する事が出来る。

(注意事項)

第二十二条 この規定は、最新の物を有効とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規定は、平成二十六年六月四月より有効とする。

太陽電気鉄道相互直通運転規程の二次利用・二次配布・転載を禁ずる
違反した場合は、滑稽に処す

またこの規定の著作権は、太陽電気鉄道株式会社に属します。



制作著作；太陽車輛

